

雇用安定支援補助金の補助対象期間を延長します！

～引き続き、雇用の確保と事業の継続を支えます～

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業の雇用の確保及び事業の継続を図るため、国の雇用調整助成金を受けた中小企業者に対して、令和2年6月30日までの補助対象期間として交付している市独自の雇用安定支援補助金を国の雇用調整助成金の緊急対応期間（現在は令和2年9月30日まで）に合わせ、対象期間を延長します。

2 スケジュール

導入行程	作業内容
8月下旬	延長分（令和2年7月1日から令和2年9月30日までの期間分）の申請受付開始

3 対象者

国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者（中小企業基本法上の中小企業者）

4 実施内容等

対象者に対して、国の「雇用調整助成金」の支給金額の10%相当額を市独自に補助します。

補助対象期間を雇用調整助成金の緊急対応期間に合わせます。

【現状】

雇用調整助成金の緊急対応期間	雇用安定支援補助金の補助対象期間
令和2年9月30日まで	令和2年6月30日まで



【変更後】

雇用調整助成金の緊急対応期間	雇用安定支援補助金の補助対象期間
令和2年9月30日まで	令和2年9月30日まで

5 予算額

130,000 千円

（5月補正予算内で対応）